

2016年度（平成28年度）

事業計画

社会福祉法人 えのき会

えのき会 基本理念

『重い障害があっても、地域の中であたりまえに暮らす』

「障害のある人が必要な支援を受けながら、地域のなかでその人らしくあたり前に生きていける社会、すべての命が大切にされる社会こそ、真に豊かな社会です。」

私たちは、こんな社会をめざす事を基本理念とします。

えのき会 倫理綱領

えのき会は、事業が年々拡充していき、職員も毎年増加しています。大所帯となつても、21世紀を見据え「利用者主体」のサービスが提供できるよう、基本理念を浸透させ、継承していく必要があります。

そこで、職員自らが役割と使命を自覚し、基本理念の具現化に向け、統一した取り組みをしていくため、ここに倫理綱領を定め、最善のサービスの提供に努めます。

- 1) 職員は、利用者一人ひとりの人間としての権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害をせず、かけがえのない存在として尊重します。
- 2) 職員は、利用者と共に地域がどうあってもらいたいか考え、社会の一員としてそれらの実現に向け、共に取り組んでいきます。
- 3) 職員は、利用者が主体となって、自己決定、自己実現できるよう、傾聴の念をもち、利用者の思いを大切にします。
- 4) 職員は、専門知識や能力向上のため、自己研鑽にはげむことを惜しません。常にサービスの向上を考え、意識のもと、支援していきます。
- 5) 職員は、一社会人としてのマナーを守り、チームとしてお互いに気持ちよく働き続けられる職場づくりを目指します。

2016年法人の運営方針

1. 法人理念の具現化に向けたサービスの標準化と質の向上
2. 経営の安定化並びに組織基盤の構築
3. 事業所毎に中核を担える人材の配置と人材育成の強化
4. キャリアパス制度による人材育成・管理

2016年人材の育成方針

1. キャリアパス制度の浸透・定着化
2. 業務マニュアル、手順書等の見直し・整備をつうじた人材育成
3. 年間サイクルによる新任職員の育成
4. 職員個別育成計画の充実並びに階層別研修の強化
5. 外部研修報告会や計画相談担当者会議によるスキルアップ
6. 各事業の中核が担える人材の養成
7. 介護職等によるたん吸引等の実施研修
8. 事業運営と人材育成が担える幹部職員の養成

2016年度事業方針

【ハード面】

法人理念である「重い障害があっても、できるだけ地域の中であたりまえに暮らす」ことの具現化にむけ、円町にある居宅介護事業所「めい」の活動拠点において、放課後児童デイサービス事業「そらまめ」を開設する。障害のある児童並びにそのご家族が安心し、将来展望がもてるよう、その運営を安定させるとともに、引き続き活動拠点の整備に向け検討していく。また、地域のニーズを探り、社会福祉法人としての役割を果たすべく、法人の隣接地など今後の事業構想については幅広く検討していく。

【ソフト面】

一昨年の福祉サービス等第三者評価結果を踏まえ、課題となっている業務マニュアル等の整備については、引き続き全事業所が計画的に取り組み、サービスの質の向上に努める。さらに、定着化しつつある計画相談の内容を各事業に反映させるため、相談支援事業「えのき」を核に、複数の職員参加によるカンファレンスの機会を活用し、家族機能や各自のライフコースをふまえ、総合的に支援していく視点を重視したサービス展開を心がける。

【運営体制】

法人としては、職員採用が順調であることを踏まえ、昨年に引き続き新任職員、中堅職員、指導的職員を各事業にバランスよく配置し、主任・係長を核に、職員が連帯し、チームによる支援業務が展開できる組織を構築していく。また、事業所によっては職員の世代交代を推進させる必要もあり、兼務職員体制を縮小し、サービス管理責任者、サービス提供責任者、専従職員を軸に、各事業所の特徴を継承できる運営体制の基盤を築く。また、事務方の強化を図り、支援現場と事務が事業所毎に連携して運営できる体制を築いていく。

【労働環境】

社会福祉を目指す若年層にとって魅力ある職場であるためにも、キャリアパス制度を浸透させ、職員が目標を掲げ、将来展望を持って働き、人生設計ができる職場となるよう努力する。

また、誰もが働きがいのある職場環境になるよう、リフレッシュ休暇や有給休暇、育児介護休暇等を利用促進できるよう努力していく。

【人材育成】

新任職員の育成にあたっては、複数の育成担当者を配置し、年間サイクルのなかで指導し、チームによる育成を推進させる。また、一般職員の育成にあたっては階層別研修に重点をおき、それぞれの力量に応じてスキルアップできる研修を企画し、育成・指導できる人材の養成に取り組む。特に、職員それぞれの持ち味・長所を伸ばし、自信を深め業務遂行できるよう、育成を担う者は褒めることに重点をおき、信頼関係のなかで自ら弱点に気づき改善に取り組む姿勢を導いていく。中堅職員・管理職については、チームで担うべき役割と事業所としての課題を明確化し、お互い刺激の中でリーダーシップの発揮により、チームの活性化に努めてもらう。

また、組織の拡大に伴い、人事管理を円滑に行えるようソフトを導入するとともに、庶務・経理面でも将来を担える人材の育成に着手する。

生活介護事業所「榎の家」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務）
サービス管理責任者 高尾 良子（専従）
生活支援員 9名（常勤換算）
看護師 1.6名（常勤換算） 栄養士 2名（兼務） 嘴託医師 1名
運転手 1名（非常勤） 事務員 1名（兼務）

II. 事業所の目標

- 利用者のニーズを把握し、個別支援計画に沿った支援が提供できるよう、活動内容を検討し、個々の障害特性を考慮したグループに分けて支援をおこなう。前年度よりおこなっているクッキングの他、新たに染め物、園芸に取り組み定着させていく。
- 身体状況を確認する際、変化がみられた場合は複数で実施することを原則とし、車いすの腰・胸ベルトの使用、コルセットの装着等についても、ご家族の意向を尊重し、利用者の権利擁護、虐待防止に努めていく。
- 支援にあたっては、利用者の視点にたって親身な介護に努めるとともに、健康管理にあたっては発作、嚥下機能、体重の変化に留意し、排泄確認、ボディーチェックの徹底等、看護師、生活支援員が連携して取り組んでいく。特に医療的ケアの必要な利用者に関しては、定期通院やリハビリに同行し、医療機関等との連携を図る。
- 外部の人とのつながりを持てる機会として、年2～3回、ミニコンサートなどを実施する。また、春と秋に外出等のレクリエーションの機会をもつ。
- 複数の事業所を利用している利用者の情報を職員が共有するのはもちろん、ご家族・他事業所との連携に努めていく。また発作、嘔吐やアクシデントがあった場合は、職員が声を掛け合い、チームで対応しながら状況把握を行っていく。状況によっては通院などの対応をとり、同時にご家族に迅速に報告する。
- 職員育成については、主に榎の家を担当する職員が中心となり、利用者が楽しく安全にすごせるデイを目指し、職員の経験年数に応じて取り組んでいく。また、たん吸引・経管栄養等の医療的ケアの研修参加により、対応できる職員を養成する。

III. 事業概要

運営方針

利用者には、それぞれの障害特性を考慮し、毎日のストレッチ・マッサージなどの個別活動と、個々のニーズを把握したうえでグループ単位での活動を提供する。また、前年度からはじめたクッキングをさらに強化し、新たに染め物、園芸を取り入れ充実させつつ、スヌーズレン等のリラクゼーション活動も組み込み、活動に「動」と「静」を盛り込んでいく。健康管理を行っていく上で、定期通院や機能訓練に行かれる際には、職員がご家族に同行し、情報の収集、確認、並びに職員への周知に努める。

また、日常生活動作の向上を図るとともに介護が必要な方には入浴や排泄、食事などの介助を行い、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った支援の提供に努める。

職員集団としては、それぞれが担うべき役割とその責任を明確にし、連携のもと支援できるチームを創り上げていくことが重要になる。今年度は専従に近い中核職員を複数配置し、固定して配置される職員と連携し、一体的に運営できる体制を模索し、構築していく。

また、外部の人との交流の機会としてコンサート等の催しを企画し、重い障害があっても誰もが安心して過ごしていけるよう、その実現に努める。

生活介護事業所「さくらの家」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務）
サービス管理責任者 奥村 千鶴（専従）
生活支援員 7名（常勤換算）
看護師 1名（非常勤） 栄養士 1名（常勤） 医師 1名（非常勤）
運転手 1名（非常勤） 事務員 1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

- 作業を中心とした活動から戸外へのお出かけ、室内でのレクリエーションなどを定期的に取り入れ、生活介護事業所として活動の幅をもたせ、利用者が楽しく通所できる事業所を目指していく。
- 販売に向けた創作活動、紙すき、陶芸は活動を縮小させ、今期から利用者のニーズの高い入浴を午前・午後と毎日実施し、その合間にストレッチや機能訓練、歩行など個人に添った活動を組み合わせた日課に見直し、利用者のやりがいや生きがいに繋げる。
- 職員間の連携はもちろん、他事業所やご家族との連携を図り、利用者個々の生活を守つていいよう、情報共有を図る。また発作、嘔吐やアクシデントがあった場合は、職員が声を掛け合い、チームで対応しながら状況把握を行っていく。状況によっては通院などの対応をとり、同時にご家族に迅速に報告する。
- 身体状況を確認する際、変化がみられた場合は複数で実施する。また個々の思いを尊重し利用者の権利擁護、虐待防止に努めていく。
- 作品販売会、リサイクル活動のチラシ配布活動により、地域交流の機会を設ける。また地域に暮らされる住民の要望を探り、交流できる場を探っていく。
- 職員育成については、主にさくらの家を担当する職員が中心となり、利用者が楽しく安全にすごせるデイを目指し、職員の経験年数に応じて取り組んでいく。

III. 事業概要

運営方針

利用者の健康管理を行っていく上で定期通院や機能訓練に行かれる際には、職員が同行し、情報収集、確認、職員への周知を行い、利用者の日々の状況に寄り添った支援を心がけていく。また、介護が必要な方には入浴や排泄、食事などの介助を行い、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った支援の提供に努める。

様々なニーズの利用者に対応し、活動のグループ化をおこなうことで、それぞれの障害特性を考慮した活動を展開していく。また入浴支援中心の日もあるため、室内を有効に使い、利用者が安心、安全に過ごせるよう環境を整えていく。さらに、地域交流の場としてポスティングやアルミ缶のリサイクル活動をつうじて、地域住民のニーズを探り、情報交換を心がけ、社会参加につなげていく。

*以下「榎の家」「さくらの家」共通

サービス内容

利用者一人ひとりのニーズやそれぞれの可能性を求めて、以下の日中活動を提供します。

- ① グループ活動 紙漉・創作活動・アロマ・クッキング・音楽療法・ミニシアター・陶芸・アルミ缶リサイクル活動、周辺散策、染め物、園芸等
- ② 行事 作品販売会（第4金曜日）・音楽イベント・お花見・外出レクリエーション
- ③ 個別活動 ストレッチ・手芸・パソコン等
- ④ 入浴サービス 入浴を希望される方に提供します。
- ⑤ 送迎サービス ご自宅から榎の家・さくらの家までの送り迎えを実施します。
- ⑥ 給食サービス

対象者と利用定員

山科区・伏見区(一部の地域は除く)にお住まいで、主に身体障がいのある 18 歳以上の方
一日の利用定員 20 名

利用時間

月～金曜日（祝日・年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日・お盆を除く）

9 時 40 分～15 時 40 分（送迎時間は除く）

所長が必要と認めた場合は、臨時に休業する場合があります。

費用

- ①食事の提供 昼食代 600 円（食事提供体制加算該当者は 400 円）
- ②入浴に係る光熱水費として 一回 500 円（洗髪のみの場合は一回 250 円）
- ③音楽療法 一回 200 円
- ④リラクゼイション(アロマ) 一回 50 円
- ⑤クッキング 実費（100～300 円）
- ⑥グループ活動・個別活動として実施する創作活動に係る材料費 実費
- ⑦ 行事（外出含む）参加に伴い必要とする経費 実費
- ⑧コーヒー 一杯 50 円（希望者のみ）

IV. 会議・他機関との連携等

1. 榎の家・さくらの家職員会議の開催（勉強会・ケース検討等）（月 1 回）
2. デイ担当者運営会議（週一回）
3. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）

4. 職員研修

- ・法人新任職員研修会への参加
- ・法人職員研修会（年5回程度）への参加
- ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加
- ・関連事業所との交流実習派遣
- ・総合防災訓練の実施（年2回）

5. 京都市生活介護等事業連絡協議会

6. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会

7. NPO 法人医療的ケアネット

8. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）

9. 総合支援学校生徒の実習受入れ

グループホーム「ハックベリー」事業計画

I. 実施体制

管理者 村上 高久（兼務）

サービス管理責任者 清水 直子（生活支援員兼務）

世話人 1.5名（常勤換算）

生活支援員 1.2名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

II. 事業所の目標

○利用者の個別支援計画書は、サービス等利用計画の内容を反映し、より明確な目標と具体的な支援方法を盛り込んだ内容にする。それらを基本にすえ、利用者の心身の状況に寄り添った支援を行い、実施状況などについては毎月の職員会議で話し合い、支援方法の見直しや方向性を確認する。

○開設から8年目を迎えるにあたり、6名での共同生活の楽しさや、一方ではストレスを感じているところに目を向け、利用者が個別に息抜きができる空間や機会を設けられるよう支援していく。また、これまでの利用者の様子や家庭環境の変化を踏まえ、将来を見据えて利用者の状況を把握し支援できる体制を整備していく。

○利用者の健康管理を実施していくうえで医療機関（主治医・往診医・協力医療機関等）との連携を密にしていく。また、日常から看護師と連携し、体調不良があれば早期対応を心がける。必要に応じて専門医も受診していく。

○将来を見据え、利用者が年金を基本に生活設計していくよう検討し、その対応策を実施に移していく。また、ニーズにそって支援が受けられるよう、特定相談支援事業所と連携し、福祉事務所と連絡調整していく。

○個々のニーズを明確にし、満足度の高い余暇支援を計画、提案、実行していく、心身の充実をはかる。

○従事する職員の交替期を迎え、夜勤者をリーダーとしたチーム作りから、夜勤者と宿直者をベースとしたチーム作りへ移行する。職員が利用者理解をさらに深めて、お互いに協力し合

いチーム意識を高めることで、年間をとおして利用者が安心・安全に生活を継続していくようにしていく。

新規採用職員の育成では、引継状況を確認し、定期的にヒアリングを行い、確実にステップアップしていくようフォローアップを行う。

III. 事業概要

運営方針

利用者のニーズを拾い上げ、個々に合わせたより細やかな支援を実施し、心身共に健康で安心できる生活が営めるようにする。また、それぞれの日中の通所先とも密に連携をとりながら利用者の生活全体の把握に努め、より良い支援へと拡げていく。

また、居住から8年が経過するにあたり、今後はより一層地域住民との交流の機会を設け、社会の一員としての暮らしを実現していく。

グループホーム「ベル」事業計画

I. 実施体制

管理者 村上 高久（兼務）

サービス管理責任者 清水 直子（兼務）

世話人 1.48名（常勤換算）

生活支援員 1.18名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

II. 事業所の目標

○利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた上で、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画書を作成、より明確な目標と具体的な支援方法を反映させる。それらの実施状況などについては毎月の職員会議で検討し、必要に応じて支援方法の見直しや方向性を確認する。

○事業所としてレクリエーションを増やしていく。具体的には月1回程度の入居者全員での外出を企画していく、それらの活動の中から入居者間、職員間、入居者と職員、それぞれの関係性の強化を図る。また活動をつうじて心身のリフレッシュを図り、日々の生活の中での充実感の獲得に繋げる。

○定期懇談会をご本人も含めた3者懇談として春と秋の年2回実施していく。また、将来を見据えた取り組みを進めるとともに、情報の収集及び共有を図り、ご家族様との信頼関係の強化、より深い相互理解に繋げていく機会とする。さらに、ご本人の意向や思いのさらなる把握に繋げ、その内容を個別支援計画に反映させよりご本人が望まれる生活が送れるよう支援していく。

○これまで進めてきた個々の機能の維持に向けた取り組みを継続し、内容についても成熟させていくと共に、他事業所と連携し、その経過・内容にも注視しながら適宜確認を実施、検討を重ね必要に応じた見直しや新たな方法も検討していく。

○個々の身体状況に注視し、何らかの異常等が見られた際は直ちに医療機関（主治医・往診医）

に連絡し指示を仰ぐとともに、必要に応じて地域の専門医に診てもらう等、専門医療機関との連携を密に取っていく。また、歯科・皮膚科への定期健診、年1回の健康診断を計画的に実施し、未然の予防に努めていく。

○利用者様にとって心からくつろげる空間として、利用者様主体で日々生活できるよう、えのき会行動規範に基づいた職員の育成を図る。外部研修でのスキルアップ、会議、ヒアリング、日常のOJTをとおして受容、傾聴といった対人援助技術を養い、利用者様の権利擁護の視点を重視し、信頼を寄せてもらえる職員の育成を目指す。

III. 事業概要

運営方針

利用者のニーズを拾い上げ、個々に合わせたより細やかな支援を実施し、心身共に健康で安心できる生活が営めるようにする。また、それぞれの通所先とも密に連携をとりながら利用者の生活全体の把握に努め、より良い支援へと広げていく。

また、隣接するハックベリーとも連携し、地域住民との交流の機会を設け、社会の一員としての暮らしを実現していく。

*以下「ハックベリー」「ベル」共通

サービス内容

利用者一人ひとり毎に個別支援計画を作成し、それらにそってADL面で必要な介助や生活相談に対応していく。同時に、居室の清掃や衣類等の洗濯、朝食、夕食の提供等、日常生活が営めるように支援する。また、土・日・祝日等の昼間にも必要があれば支援していく。

対象者と利用定員

知的あるいは身体に障がいのある18歳以上の方（重複障害のある方も含む） 6名

費用

- ①敷金(預り金) 50万円 (新規入居者のみ)
- ②家賃 一月 20,000円
- ③光熱水費 一月 10,000円 (12月～2月は暖房費5,000円加算)
- ④食費 朝250円、夕300円 昼食は除く (実費)
- ⑤消耗品費 一月 1,000円 台所洗剤、ゴミ袋、洗濯等

IV. 会議・他機関との連携等

1. 担当者会議の開催（勉強会・ケース検討等の実施）（月1回）
2. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
3. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・総合防災訓練の実施
 - ・他事業所の見学実習
4. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
5. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）

短期入所事業 「サポートセンターえのき」事業計画

I. 実施体制

所長(管理者) 森下 耕児 (兼務)

職員 約 15 名 (兼務)

*利用がある日には必要な職員；夜勤者あるいは宿直者の他生活支援員を配置する。

II. 事業所の目標

○利用者の在宅生活が継続・向上していけるよう、関係機関とも連携し、サービスの提供を心がける。

○利用者のニーズを掘り下げ見極めながら、現状の職員体制に即し効果的なサービスを提供していく。

III. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされるサービスを行う。

サービス内容

短期入所…宿泊の支援を行う。

対象者

京都市に在住で関連する法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

*原則 平日 16 時～10 時、但し土・休日は相談可（12月30日～1月3日は休業日）

特定相談支援事業所「えのき」事業計画

I. 実施体制

管理者 村上 高久 (兼務)

相談支援専門員 服部 由紀子 (兼務)

II. 事業所の目標

障害福祉サービスを利用されている方が、安心して継続的にサービスを受けながら、生活の質を向上させられるように、生活全般に関する相談、情報提供、支援計画の作成等を行う。

III. 事業概要

運営方針

○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

サービス内容

1. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時20分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

2. 指定計画相談支援の提供方法及び内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定計画相談支援に関する内容
 - ア サービス利用計画の作成及び評価
 - イ 訪問による継続的なモニタリング
- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

対象者等

伏見区・山科区にお住まいの障がいのある18歳以上の方

なお、上記地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道15キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から片道15キロメートル以上 500円

IV. 会議・他機関との連携等

- 1. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
- 2. 職員研修
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・京都市が主催する相談支援専門員等スキルアップ研修（年数回）
- 3. 南部・東部自立支援協議会関連の各種会議への参加
- 4. 関係機関・関係事業所とのカンファレンスの開催

「サポートセンターめい」事業計画

I. 事業名 居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）
地域生活支援事業（移動支援）

II. 実施体制

管理者 田中 耕一郎（サービス提供責任者・そらまめ管理者兼務）
サービス提供責任者 村井 泰信、高田 知子
職員 30名（兼務） 登録ヘルパー12名（兼務） 事務職員 2名（兼務）

III. 事業所の目標

- 複数の事業を兼務する職員が多いが、ヘルパーとして従事する際は、他の事業と混同しないよう、あくまで居宅支援事業所の個別支援計画を基にした支援を提供する。また、事業間での情報共有のシステムを確立させ、情報を共有することで、サービスの向上を図り、アクシデントに繋がらないように対策を講じる。
- アクシデントや苦情があった際は、サービス提供責任者が担当者等に状況把握をおこない、利用者様に適切に事実経過の報告を行う。また、原因や今後の支援方法について協議を行える機会を作り再発防止に努める。
- 平成30年度からの行動援護従事者整備に向けて、行動援護従業者養成研修修了者を増やすべく、職員には計画的に受講してもらう。
- 計画相談が制度化され関連する業務が増える傾向にあり、昨年は関連機関への情報提供や担当者会議の参加などサービス提供責任者主体の対応であったが、今期より利用者担当職員が関わっていける体制にシフトしていく。また、サービス提供責任者が従事する担当職員のフォローを心がけ、スキルアップに繋げる。
- 職員の特性に合わせて、業務内容の選定や役割を明確化し、仕事に対する責任感をもって提案・改善していく職員の育成を目指す。

IV. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされる支援を行う。

支援内容

① 居宅介護

- 身体介護…ご自宅に訪問し、入浴や排泄、食事などの介護を行う。
- 家事援助…ご自宅に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行う。
- 通院介助…1人で通院することが困難な方の援助を行う。
- 重度訪問介護…日常生活全般に常時の支援を要する方を対象に支援を行う。
- 行動援護…外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応を行う。

- ② 地域生活支援事業（移動支援）…社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行う。

対象者

※対外的にはめいとして地域を統一しておく。実質的には下記のとおり。

【南ブロック】

山科区・伏見区にお住まいで自立支援法に基づく支給決定を受けた方

【北ブロック】

北区（北山通り以南）・上京区・左京区（北山通り以南、東大路通り以西）・中京区・下京区（五条通以北）・右京区（天神川通り以東）にお住まいで関連の法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

月～日 6時半～22時（12月30日～1月3日は休業日）

V. 会議・他機関との連携等

1. 居宅会議の開催（勉強会・研修報告等の実施）（月1回）
2. 職員会議（人材育成・勉強会・調整などに関する会議）（月1回）
3. ケース会議（月2回）
4. 職員研修
 - ①法人職員研修会（研修委員会が企画）（年5回程度）
 - ②社会福祉協議会等が主催する研修会への参加
 - ③「上京区障がい児者支援ねっとわーく」勉強会への参加（年6回）
5. 登録ヘルパーを対象とする会議の開催
6. 京都市居宅介護等事業連絡協議会（月1回）
7. 京都市南部・東部障害者自立支援協議会
8. 上京区障害児者生活支援連絡会（月1回）

「そらまめ」事業計画

I. 事業名 放課後等デイサービス

II. 実施体制

管理者 田中 耕一郎（めい管理者兼務）

児童発達管理責任者 飛岡 智子

職員2名（1名専任保育士、1名兼務） 非常勤職員1名（ヘルパー兼務）

事務職員1名（兼務）

III. 事業所の目標

○長期同じ利用者と同じ空間でかかわりを持ち、「育成目標」を明確にしたうえで、管理者・

- 責任者・中堅職員が一体となって事業所全体で一緒に成長していく。
- ご家族・学校と連携を図り、子どもたち個人にあった活動を考え、学校や家庭とは異なる空間や時間で過ごせる場を体験することで、子どもたちの成長をサポートしていく。
 - 子どもたちの成長や将来を見据えて、ご家族・学校と情報共有を取りながら、上京区連絡協議会・上京ネット等とも情報交換し、地域と一緒に支援の取り組みを目指す。
 - 学休時の日中活動で、地域の児童館と交流の場や音楽療法の場を設け、子どもたちにご家族・学校では体験できない活動の場を作ることで、子どもたちが安心して楽しめる事業所にしていく。

IV. 事業概要

運営方針

子どもたち、一人ひとりに合わせたプログラムを考え、学校・家庭と連携をとりながら、子どもたちの成長をサポートし、子どもたちやご家族が安心できる空間を提供する。

子どもたちの将来を見据えた支援を考え、卒業後のサポートや地域の中で当たり前に暮らしていける環境を他事業所と協力し支援していく

サービス内容

子どもたちの生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

平 日 月曜から金曜 学校終了後から 17 時 30 分まで

長期休 月曜から金曜 9 時 30 分から 17 時 30 分まで

対象者

北区・上京区・左京区・中京区・下京区

提供時間

月～金 9 時半～17 時半 (12 月 30 日～1 月 3 日は休業日)

V. 会議・他機関との連携等

1. 放課後デイ会議の開催（勉強会・研修報告等の実施）（月 1 回）
2. 職員会議（人材育成・勉強会・調整などに関する会議）（月 1 回）
3. ケース会議（月 1 回）
4. 職員研修
 - ①法人主催の職員研修会（研修委員会が企画）（年 5 回程度）
 - ②外部が主催する研修会への派遣（新任研修・中堅職員研修・医療的ケア研修など）
 - ③「上京区障がい児者支援ねっとわーく」勉強会への参加（年 6 回）
5. 上京区障害児者生活支援連絡会（月 1 回）